

袋井市では、企業の皆様の設備投資形態にあわせて、様々な優遇制度を用意しています。

設備投資形態	活用が可能な優遇制度
新たに土地を取得し(賃借を含む)、工場等を建設し操業する場合	①袋井市産業立地事業費補助金 ②袋井市工場立地奨励補助金 ④静岡県新規産業立地事業費補助金
中古工場等を取得し(賃借を含む)、機械設備を購入し操業する場合	①袋井市産業立地事業費補助金 ②袋井市工場立地奨励補助金 ④静岡県新規産業立地事業費補助金
自社有地に工場等を新たに建設し操業する場合	②袋井市工場立地奨励補助金 ④静岡県新規産業立地事業費補助金
物流業者と施設設置者が一体となって、新たに土地を取得し(賃借を含む)、物流施設を建設し操業する場合	②袋井市工場立地奨励補助金 ③袋井市物流業立地事業費補助金 ⑤静岡県物流業立地事業費補助金

① 袋井市産業立地事業費補助金 ※静岡県の間接補助金含む

- < 対象業種 > 製造業に属する工場、植物工場、研究所又は物流施設(一定要件あり)
- < 補助対象 > 用地取得費及び新規雇用従業員数
- < 補助率等 > 【用地取得費】 用地取得費 × 下記のうち該当する割合
 (成長分野の工場・研究所) フロンティア推進区域等:40%、その他区域:30%
 (成長分野以外の工場・物流施設) フロンティア推進区域等:30%、その他区域:20%
 【新規雇用】 新規雇用従業員数 × 100万円
- < 補助金限度額 > (成長分野の工場・研究所) フロンティア推進区域等:4億円、その他区域:3億円
 (成長分野以外の工場・物流施設) フロンティア推進区域等:3億円、その他区域:2億円
- ★ 成長分野 … 食品、医療、健康、福祉、新エネルギー、EV、航空宇宙、ロボットなど
- ★ フロンティア推進区域 … 小笠山工業団地開発事業用地
- < その他 > 補助金③・⑤との併用は不可

② 袋井市工場立地奨励補助金 ※袋井市の単独補助制度

- < 対象業種 > 製造業に属する工場、植物工場、研究所又は物流施設(一定要件あり)
- < 補助対象 > 新たに投資した土地・家屋・償却資産の固定資産税額(要件あり)
 ※ 固定資産税の減免ではありません。
- < 補助期間 > (新設の場合) 業務を開始した翌年度から3年間
 (増設の場合) 業務を開始した翌年度から1年間
- < 補助金限度額 > 上限なし

③ 袋井市物流業立地事業費補助金 ※静岡県との協調補助金

- < 対象業種 > 賃貸型物流施設(一定要件あり)
- < 対象事業 > 物流施設の設置者と業務を開始する者が別法人である場合のみが対象
- < 補助対象 > 用地取得費及び新規雇用従業員数
- < 補助率等 > 用地取得費の10%
新規雇用従業員数×25万円(パートは1/2)
- < 補助金限度額 > 1億円
- < その他 > 補助金⑤と併用する場合のみ利用可能 (③単独での利用は不可)
補助金①・④との併用は不可

④ 静岡県新規産業立地事業費補助金 ※静岡県の単独補助制度

- < 対象業種 > 製造業に属する工場、植物工場、研究所又は物流施設(一定要件あり)
- < 補助対象 > 建物建設費・機械設備購入費・安全対策費
- < 補助率等 > 県内初進出: 上記対象経費の10%以内 ※成長分野の工場又は研究所は15%以内
県内企業: 上記対象経費の5%以内 ※成長分野の工場又は研究所は7%以内
- < 補助金限度額 > 県内初進出: 限度額10億円 ※成長分野の工場又は研究所は15億円
県内企業: 限度額5億円 ※成長分野の工場又は研究所は7億円
※拠点化工場等は上乗せ
- ★ 成長分野 … 食品、医療、健康、福祉、新エネルギー、EV、航空宇宙、ロボットなど
- < その他 > 補助金③・⑤との併用は不可

⑤ 静岡県物流業立地事業費補助金 ※袋井市との協調補助金

- < 対象業種 > 賃貸型物流施設(一定要件あり)
- < 対象事業 > 物流施設の設置者と業務を開始する者が別法人である場合のみが対象
- < 補助対象 > 用地購入費、建物建設費、機械設備購入費、安全対策費及び新規雇用従業員数(要件あり)
- < 補助率等 > 用地取得費の10%
新規雇用1人当たり25万円(パートは1/2)
建物建設費・機械設備購入費・安全対策費の5%以内
- < 補助金限度額 > (1) 用地取得費補助+新規雇用補助 1億円
(2) 建物建設費・機械設備購入費・安全対策費補助 5億円
- < その他 > 補助金③と併用する場合のみ利用可能 (⑤単独での利用は不可)
補助金①・④との併用は不可

① 袋井市産業立地事業費補助金(用地・新規雇用)

令和8年4月1日現在

対象業種	製造業に属する工場、植物工場、研究所又は物流施設(一定要件あり)				
主な要件	用地取得時期 事業着手時期 業務開始時期	造成済地は取得後3年以内に業務開始、未造成地は取得後5年以内に業務開始			
	用地面積等	<製造業・物流施設> 用地取得1,000㎡以上 <研究所> 専ら研究又は開発に使用する床面積200㎡以上			
	設備投資額	工場等の設置に投資(建物建設、機械設備の購入) ※中古工場等を取得する場合には、設備投資額に一定の要件あり			
	業務開始時 従業員数	<製造業・物流施設> 10人以上雇用(パートは2分の1) <研究所> 研究員を5人以上雇用			
	交付履歴	原則1企業1回限り ※設備投資5億円以上(研究所等は1億円以上)で複数回適用可能			
	従業員数増加	既に県内に事業所がある企業については、以下のいずれかの要件を満たすこと ①県内雇用増1人以上 ②県内雇用数維持かつ生産性の向上10%以上 ※県内雇用増は、「用地取得日の前月から起算した過去1年間の従業員数の平均」と「業務開始月の従業員数」の比較			
	設備要件	<物流施設> 流通加工用設備等の設置(別添「物流施設の要件」を参照)			
事前エントリー	用地取得日又は事業着手日のいずれか早い日までに「事業着手届」を提出すること				
対象経費	用地取得費 新規雇用従業員(当該施設の新規雇用者数、県内全従業員純増数、当該施設の従業員純増数のいずれか少ない方)				
補助率・限度額	立地場所	フロンティア推進区域等		その他区域	
	設置する施設	成長分野の工場・研究所	その他の工場・物流施設	成長分野の工場・研究所 その他の工場・物流施設	
	補助率	用地取得費 40%	30%	30% 20%	
	限度額	4億円	3億円	3億円 2億円	
補助率	新規雇用従業員数 × 100万円(パートは2分の1)				
交付時期	業務を開始した年度 ※ただし、補助を受けようとする年度の前年の7月末日までに市との事前協議が必要				
県補助金との関係	静岡県地域産業立地事業費補助金が補助対象外の場合は、本補助金も対象外となる。				
留意事項	※自社有地は対象外 ※用地取得日:土地の売買若しくは賃貸借等の契約締結日、売買若しくは賃貸借の予約日、買主から売主への手付の交付日のうち最も早い日。 ※事業着手日:工場等の工事請負契約日・売買契約日・賃貸借契約日、機械設備の売買契約日・賃貸借契約日の中で最も早い日。 ※事業着手日が用地取得日より早い時には、事業期間は事業着手日を起算日とし、3年または5年。 ※従業員とは、雇用保険法上の一般被保険者または高齢被保険者(派遣等は含まない)。正規従業員は、一週間の所定労働時間が30時間以上の者(30時間未満はパート)。パートは2分の1換算。県外居住者は含まない。				
問合せ先	袋井市産業経済部産業未来課 電話:0538-44-3155 ファックス:0538-44-3179				

※上記は、令和8年1月1日以降に用地取得又は事業着手した場合に適用されるものです。用地取得日や事業着手日により、補助要件が異なりますのでご注意ください。詳細は問合せ先までご確認ください。

② 袋井市工場立地奨励補助金(固定資産税)

令和8年4月1日現在

対象業種	製造業に属する工場、植物工場、研究所又は物流施設(一定要件あり)	
主要要件	用地取得時期 事業着手時期 業務開始時期	造成地を取得した場合：取得後3年以内に業務開始 未造成地を取得した場合：取得後5年以内に業務開始
	用地面積等	<製造業・物流施設> 面積要件なし <研究所> 専ら研究又は開発に使用する床面積200㎡以上 ※増設の場合、工場等の施設面積が従前より増加すること
	設備投資額	<製造業・物流施設> 5億円以上(用地取得費等を除く) <研究所> 1億円以上(用地取得費等を除く)
	業務開始時 従業員数	<研究所> 研究員を5人以上雇用
	交付履歴	増設の場合、1事業所1回限り
	従業員数増加	<製造業・物流施設> 設備投資額が5億円以上10億円未満の場合は市内雇用増1人以上 (パートは2分の1)
	設備要件	<物流施設> 流通加工用設備等の設置(別添「物流施設の要件」を参照)
	事前エントリー	用地取得日又は事業着手日のいずれか早い日までに「事業着手届」を提出すること
対象経費	新たに投資をした土地、家屋、償却資産の当該年度にかかる固定資産税相当額 (限度額なし) ※納税を前提に立地奨励補助金交付を行うものであり、税の減免ではありません。 ※取得した中古工場等の当該固定資産(建物、機械設備等)は、補助対象外。 ※土地について、造成地の場合は用地取得後3年、 未造成地の場合は用地取得後5年を越えているものは、補助対象外。	
補助率・限度額		
交付時期	新設の場合、業務を開始した翌年度から3年間 増設の場合、操業を開始した翌年度から1年間 ※ただし、補助を受けようとする年度の前年の9月末日までに市との事前協議が必要	
留意事項	※用地取得日：土地の売買若しくは賃貸借等の契約締結日、売買若しくは賃貸借の予約日、買主から売主への手付の交付日のうち最も早い日。 ※事業着手日：工場等の工事請負契約日・売買契約日・賃貸借契約日、機械設備の売買契約日・賃借契約日の中で最も早い日。 ※事業着手日が用地取得日よりも早い時には、事業期間は事業着手日を起算日とし、3年または5年。 ※従業員とは、雇用保険法上の一般被保険者または高年齢被保険者(派遣等は含まない)。正規従業員は、一週間の所定労働時間が30時間以上の者(30時間未満はパート)。パートは2分の1換算。県外居住者は含まない。	
問合せ先	袋井市産業経済部産業未来課 電話：0538-44-3155 ファックス：0538-44-3179	

※上記は、令和8年1月1日以降に用地取得又は事業着手した場合に適用されるものです。用地取得日や事業着手日により、補助要件が異なりますのでご注意ください。詳細は問合せ先までご確認ください。

③ 袋井市物流業立地事業費補助金(用地・新規雇用)

令和8年4月1日現在

対象業種	物流施設 ※賃貸型物流施設が対象	
主要要件	用地取得時期 事業着手時期 業務開始時期	造成地は取得後3年以内に業務開始、未造成地は取得後5年以内に業務開始
	用地面積	用地取得1,000㎡以上
	設備投資額	5億円以上(用地取得費・造成費・外構工事費等を除く)
	業務開始時 従業員数	10人以上(パートは2分の1)
	交付履歴	1企業1回限り
	従業員数増加	<設備投資額が10億円以上の場合> 当該物流施設の従業員数及び県内全従業員数が業務開始時に1人以上増加 <設備投資額が5億円以上10億円未満の場合> 当該物流施設の従業員数及び県内全従業員数が業務開始時に10人以上増加 ※用地取得日の前月から起算した過去1年間の従業員数の平均と業務開始月の従業員数の比較
	賃貸借契約期間	施設設置者と物流業者との間で10年以上の賃貸借契約
	設備要件	流通加工用設備等の設置(別添「物流施設の要件」を参照)
事前エントリー	用地取得日又は事業着手日のいずれか早い日までに「事業着手届」を提出すること	
対象経費	用地取得費 新規雇用従業員(当該施設の新規雇用者数、県内全従業員数の純増、当該施設の従業員数の純増のいずれか少ない方)	
補助率・限度額	用地取得費の10%以内、新規雇用従業員数×25万円	
	限度額1億円	
交付時期	業務を開始した年度 ※ただし、補助を受けようとする年度の前年の7月末日までに市との事前協議が必要	
県補助金との関係	静岡県物流業立地事業費補助金が補助対象外の場合は、本補助金も対象外となる。	
留意事項	※自社有地は対象外 ※用地取得日:土地の売買若しくは賃貸借等の契約締結日、売買若しくは賃貸借の予約日、買主から売主への手付の交付日のうち最も早い日。 ※事業着手日:工場等の工事請負契約日・売買契約日・賃貸借契約日、機械設備の売買契約日・賃借契約日の中で最も早い日。 ※事業着手日が用地取得日より早い時には、事業期間は事業着手日を起算日とし、3年または5年。 ※従業員とは、雇用保険法上の一般被保険者または高年齢被保険者(派遣等は含まない)。正規従業員は、一週間の所定労働時間が30時間以上の者(30時間未満はパート)。パートは2分の1換算。県外居住者は含まない。	
問合せ先	袋井市産業経済部産業未来課 電話:0538-44-3155 ファックス:0538-44-3179	

※上記は、令和8年1月1日以降に用地取得又は事業着手した場合に適用されるものです。用地取得日や事業着手日より、補助要件が異なりますのでご注意ください。詳細は問合せ先までご確認ください。

④ 静岡県新規産業立地事業費補助金(建物・機械設備)

令和8年1月1日現在

対象業種	製造業に属する工場、植物工場、研究所又は物流施設(一定要件あり)	
用地取得時期 事業着手時期 業務開始時期	用地取得日から3年以内に業務開始 (未造成地は用地取得日から5年以内、自社有地の場合は事業着手日から2年以内)	
用地面積等	<製造業・物流施設> 面積要件なし <研究所> 専ら研究又は開発に使用する使用床面積200㎡以上 ※以前から自社で所有している施設の内部に機械設備を購入し設置する場合は、新設又は増設にあたるため、補助対象となりません。	
設備投資額	<製造業・物流施設> 5億円以上(用地取得費・造成費・外構工事費等を除く) <研究所> 1億円以上(用地取得費・造成費・外構工事費等を除く)	
業務開始時 従業員数	<製造業・物流施設> 要件なし <研究所> 研究員を5人以上雇用	
交付履歴	複数回交付可(要件は初回と同じ)	
主な要件	従業員数増加	<製造業・物流施設> 以下の①または②のいずれかを満たすこと ①県内全従業員数及び当該事業所の従業員数が業務開始時にそれぞれ1人以上増加 ②県内全従業員数及び当該事業所の従業員数維持かつ生産性の向上10%以上 <研究所> 県内全従業員数及び当該事業所の従業員数が業務開始時にそれぞれ1人以上増加 ※雇用増は、「用地取得日の前月から起算した過去1年間の従業員数の平均」と「業務開始月の従業員数」の比較
	設備要件	<物流施設> 流通加工用設備等の設置(別添「物流施設の要件」を参照)
	事前エントリー	用地取得日又は事業着手日のいずれか早い日までに「事業着手届」を提出すること
対象経費	建物建設費、機械設備購入費、安全対策費	
補助率・限度額	県内初進出: 上記対象経費の10%以内 ※成長分野の工場又は研究所は15%以内 県内企業: 上記対象経費の5%以内 ※成長分野の工場又は研究所は7%以内	
	県内初進出: 限度額10億円 ※成長分野の工場又は研究所は15億円 県内企業: 限度額5億円 ※成長分野の工場又は研究所は7億円 ※拠点化工場等(設備投資額が200億円を超える、複数の工場を集約・再編して設置する拠点化工場や、技術開発拠点となるマザー工場等への投資)は限度額を上乗せ	
交付時期	業務を開始した年度 ※ただし、補助を受けようとする年度の前年の8月20日までに静岡県との事前協議が必要	
留意事項	※用地取得日: 土地の売買若しくは賃貸借等の契約締結日、売買若しくは賃貸借の予約日、買主から売主への手付の交付日のうち最も早い日。 ※事業着手日: 工場等の工事請負契約日・売買契約日・賃貸借契約日、機械設備の売買契約日・賃貸借契約日の中で最も早い日。 ※事業着手日が用地取得日より早い時には、事業期間は事業着手日を起算日とし、3年または5年。 ※従業員とは、雇用保険法上の一般被保険者または高年齢被保険者(派遣等は含まない)。正規従業員は、一週間の所定労働時間が30時間以上の者(30時間未満はパート)。パートは2分の1換算。県外居住者は含まない。	
問合せ先	静岡県経済産業部企業立地推進課 電話:054-221-3262 ファックス:054-221-5002	

※上記は、令和8年1月1日以降に事業に着手した場合に適用されるものです。事業着手日により、補助要件が異なりますのでご注意ください。詳細は問合せ先までご確認ください。

⑤ 静岡県物流業立地事業費補助金(用地・新規雇用・建物・機械設備)

令和8年1月1日現在

対象業種	物流施設 ※賃貸型物流施設が対象
用地取得時期 事業着手時期 業務開始時期	造成地は取得後3年以内に業務開始、未造成地は取得後5年以内に業務開始
用地取得面積	1,000㎡以上(賃借可)
設備投資額	5億円以上(用地取得費・造成費・外構工事費等を除く)
業務開始時 従業員数	10人以上(パートは2分の1換算)
交付履歴	物流業者は1企業1回限り 施設設置者は、賃貸する物流業者が異なる場合は複数回可
従業員数増加	<設備投資額が10億円以上の場合> 当該物流施設の従業員数及び県内全従業員数が業務開始時に1人以上増加 <設備投資額が5億円以上10億円未満の場合> 当該物流施設の従業員数及び県内全従業員数が業務開始時に10人以上増加 ※用地取得日の前月から起算した過去1年間の従業員数の平均と業務開始月の従業員数の比較
賃貸借契約期間	施設設置者と物流業者との間で10年以上の賃貸借契約
設備要件	流通加工施設等の設置(別添「物流施設の要件」を参照)
事前エントリー	用地取得日又は事業着手日のいずれか早い日までに「事業着手届」を提出すること
対象経費	用地取得費、建物建設費、機械設備購入費、安全対策費、新規雇用従業員(要件あり)
補助率・限度額	用地取得費の10%以内、新規雇用従業員数×25万円 建物建設費・機械設備購入費・安全対策費の5%以内 <用地取得費+新規雇用> 限度額1億円 <建物建設費、機械設備購入費、安全対策費> 限度額5億円
交付時期	業務を開始した年度 ※ただし、補助を受けようとする年度の前年の8月20日までに県との事前協議が必要
市補助金との関係	袋井市物流業立地事業費補助金が補助対象外の場合は、本補助金も対象外となります。
留意事項	※自所有地は対象外 ※用地取得日:土地の売買若しくは賃貸借の契約締結日、売買若しくは賃貸借の予約日、買主から売主への手付の交付日のうち最も早い日。 ※事業着手日:工場等の工事請負契約日・売買契約日・賃貸借契約日、機械設備の売買契約日・賃借契約日の中で最も早い日。 ※事業着手日が用地取得日より早い時には、事業期間は事業着手日を起算日とし、3年または5年。 ※従業員とは、雇用保険法上の一般被保険者または高年齢被保険者(派遣等は含まない)。正規従業員は、一週間の所定労働時間が30時間以上の者(30時間未満はパート)。パートは2分の1換算。県外居住者は含まない。
問合せ先	静岡県経済産業部企業立地推進課 電話:054-221-3262 ファックス:054-221-5002

※上記は、令和8年1月1日以降に事業に着手した場合に適用されるものです。事業着手日により、補助要件が異なりますのでご注意ください。詳細は問合せ先までご確認ください。